

# 鶴岡市

## 新型コロナウイルス感染症対策 資本性劣後ローン利子補給事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた鶴岡市内の中小企業者等が事業の成長や継続を図るための資本増強策として、新型コロナ対策資本性劣後ローンを利用する場合に、利子補給を行います。

### ○対象融資制度

金融機関名	対象融資制度
日本政策金融公庫	新型コロナ挑戦支援基本強化特別貸付（国民生活事業・中小企業事業）
商工組合中央金庫	危機対応業務 資本性劣後ローン（中小企業向け制度）

※上記に記載の新型コロナ対策資本性劣後ローン以外の融資制度が民間金融機関で制度化された場合は別に協議とする。

### ○補助対象者

- (1) 市内に本社、本店を置く中小企業者、市内に主たる事業所又は店舗を有する個人事業者。また、将来にわたって市内で事業を継続する意思があること。
- (2) 市税の滞納がないこと。

### ○補助金額

月額最大50,000円（年間最大600,000円）

補助金は、上記融資制度により貸し付けられた額について算出された毎年4月1日から翌年3月31日までの期間に日本政策金融公庫又は商工組合中央金庫に支払った利子のうち、市の予算の範囲内において交付します。

### ○補助対象期間

最大2年間（24か月）

補助の対象となる期間は、初回約定利払日の属する月から24月又は令和6年3月31日のいずれか早い日までとなります。なお、令和4年度以降については、当該会計年度の予算成立を前提となります。

### ○申請方法

申請書類を郵送又はご持参ください。先着順に受付します。

### ○申請書類

鶴岡市ホームページ

URL：[https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/shokoshien/20210707\\_01.html](https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/shokoshien/20210707_01.html)

- ①交付申請書②利子補給対象融資の実行が確認できる書類③利子補給対象融資の支払見込み利息が確認できる書類④法人登記簿謄本⑤役員名簿等（詳しくは市ホームページ、補助金要綱をご確認ください。）

### 【お問い合わせ・申請書類提出先】

鶴岡市商工観光部商工課 〒997-8601 鶴岡市馬場町9番25号  
電話：0235-25-2111（内線544） FAX：0235-25-7111  
メール：[shoko@city.tsuruoka.yamagata.jp](mailto:shoko@city.tsuruoka.yamagata.jp)